

令和7年度第4回日野市環境審議会 議事要旨録

■日 時： 令和8年(2026年)2月27日(金) 13:30~15:30

■場 所： 日野市防災情報センター 災害対策本部室

■出席者：

審議委員(10名出席)

柳川 亜季会長

伊瀬 洋昭委員

鬼原 和彦委員

清水 靖子委員

田邊 幸子委員

加藤木 秀章副会長

奥 真美委員

坂本 寛之委員

清水 良夫委員

森下 誠委員

学識経験者

亀卦川 幸浩氏(明星大学 理工学部 総合理工学科 データサイエンス学環 教授)

事務局(7名出席)

川鍋 孝史(環境共生部長)

福嶋 健裕(環境政策課 環境政策係長)

市川 晃(環境政策課)

高橋 夏果(環境政策課)

成澤 綾子(環境政策課長)

大平 健司(環境政策課)

井上 港(環境政策課)

欠席者(5名)

林 和真委員

金子 凱彦委員

和光 一紀委員

大久保 嘉則委員

戸田 浩人委員

傍聴者30名

会議次第

1.開会

2.開会挨拶

3.審議

・<継続>日野台データセンター開発事業者への提案について

・第3次日野市環境基本計画の進捗について

4.事務局より連絡

5.閉会

議事要旨録

1.開会

2.開会挨拶

3.審議

・<継続>日野台データセンター開発事業者への提案について

(事務局より資料1・2に基づき説明)

(要点)

- ・今回の環境審議会は、市として事業者が提案すべき事項を環境審議会として議論するもの
- ・「要求事項」として、事業者が遵守すべき基準値・規制値は法で定められている
- ・今回は「要請事項」として、強制できないが環境配慮の観点から実現してほしい項目について審議
- ・要請事項の例は、環境情報の公開、環境負荷の少ない排熱処理、周辺住民への排熱への配慮等
- ・要請事項を達成するために事業者が具体的にどう取り組むかまで指定するのは難しい
- ・要請事項として何を達成してほしいのか認識してもらうことが大事

会長)

ありがとうございました。ここで議論の前に委員より発言及び資料配布したい旨が事務局までございましたので、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

会長)

それでは資料の配布及び説明をお願いいたします。

委員)

事業者が資料をお出しにならないので、僭越ながら提供させていただきたいと思います。お手元の右下のスライド番号1は、自治体が期待する税収はテナントのクラウド事業者の情報開示がポイントであるということであり、2番、外資系のオーバースペックデータセンターに依存しない身の丈に合ったデータセンターこそ自治体に必要である。3番目は一昨年に私が意見書で出した排熱量の推計です。4と5は排熱方式による周辺環境への影響が異なるため、排熱方式を開示させる必要があるという点。それから6番目は液晶シミュレーションの動画、これはQRコードで見ることが出来ます。音が出ますので今ご覧にならないでください。温度差の少ない面発生源の事例です。7は熱中症リスクの経年変化、高齢者比率が高く、今後は更に増えるだろうということ。それから8は隣接市、八王子で暑さ指数危険を超えた日数が月の半分、そして湿度の寄与が大きいという図です。9は東京都環境科学研究所が2025年に発表した暑さ指数の将来推定結果です。その中で八王子では警戒アラート発令日数が2倍に増加するということが推定されています。東京都のデータです。10は夏場の緊急時対応で、光化学スモッグの時の工場操業削減の対応とデータセンターの難しさというところの違いです。11は、そのため暑熱時に非常時と同様にワークロードシフトという方式による排熱抑制の必要性、これはNTTファシリティーズの資料を使っています。それから13は黒川湧水の上流に位置する日野台における、地下水揚水影響の検討の必要性。14は、多量の危険物の貯蔵のリスク、日野台データセンターは伊豆七島の火力発電の全部の発電容量の3.9倍、立派な火力発電所であること。そのための燃料は、高額なサーバー利用料を期待してティア4のBCPを謳うハイパースケールデータセンターでは72時間分、ガソリンスタンド75ヶ所分の燃料貯蔵を前提としていること。それから無停電電源装置も仮に60秒維持するとすれば、伊豆七島の全火力発電所が4分間近く発電する電気容量をリチウムイオンバッテリーに蓄えるということになり、膨大なエネルギー密度が火災リスクを高めること。それから15は、貯蔵する燃料には重油3ヶ月、軽油6ヶ月の推奨保管年限があること、損保会社も注意喚起をしていること、これを満たすためには使うか入れ替えるか浄化作業する必要がある。いずれも昨年9月の日本生命データセンターのような重油流出事故リスクを伴うものではないか。16は韓国の政府情報クラウドの火災、QRコードで動画も見られます。エネルギー密度が高いことによるクラッシュの怖さ、消火の困難性・危険性を目の当たりにすることが出来ます。17は首都圏で計画中のデータセンターで紛争化している事例とその特徴です。日本のデータセンター事業者は選択しない立地条件に、不動産投資及び外資データセンター投資の結果、工場等跡地で地域との軋轢を生じている実情。18と20は、東京都の動向と都市型データセンターあり方検討会の視点の比較、19はなぜ環境影響評価条例の対象にならないのかの討議資料、200MWは国の環境影響評価法の対象事業要件150MWを超えている。そして21は200MWデータセンター

が出来ても、それだけでは 0.1 応答速度が改善されないのではないかという資料。需要地に近接するデータセンター、接続拠点に近いデータセンターこそ役に立つ。今年1月末に運用開始された曾根崎データセンターは、受電容量は10メガワット。日野台データセンターの20分の1で、高さは85mですが、商業地域にあるビル群の中心地で接続拠点等と同居している例。22、23は、以前から提唱している身の丈に合った地域共生型データセンター及び代替案です。

会長)

続きまして、これまでの説明をもとに、「日野台データセンター開発事業者への提案」についての議論に進んでいきたいと思いますが、まず初めに学識経験者から主に気候変動対策、排熱分野についてご意見をいただきたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

学識経験者)

今回のこのデータセンターに関して私の方でいただいている情報としては、今日の資料の中にあつた開発概要にある敷地面積とか、建築面積の情報。あと他に公開情報として、今は昭島の方で大規模なデータセンターのアセスが進んでおります。そちらの環境影響評価書案に目を通して、昭島のデータセンターと日野のデータセンターの規模の関係から、昭島の方が色々情報公開されているので、その情報をもとに比例計算的な考え方で、日野の排熱がどのぐらいになるのかなということを概算してきました。

結論を申し上げますと、あくまで概算ですけれども、ざっくり言うと東京都内で最も排熱の密度が高いのは、例えば西新宿の高層ビル街です。その辺りで地面 1 m²当たり、1,000W 前後の排熱になります。日野のデータセンターの情報から概算すると、大体その倍近く、1,700W ぐらいの排熱が想定されます。どんな感じかという、太陽から夏場にやってくる熱量というのが地面 1 m²当たり、晴れていると例えば700とか800W です。要はその 2 倍相当になるので、局所的、あくまでデータセンターのところだけになりますけれども、そこは太陽が 3 つある状態になるとお考えください。すでにある太陽と、プラスその2倍に相当する熱量が想定されるということです。それだけだと大変なことになるかと思われるかもしれないですけれども、それによって気温への影響がどのぐらいあるかということを考えてみますと、私が今まで研究をしてきて分かっていることが、東京とか大阪の都心部では、日常的な排熱の変動によって0.5℃から1℃程度の気温変化が実際に起きています。これはシミュレーションとか観測データの解析からそういったことを突き詰めてきたのですけれども、その0.5℃から1℃ぐらいの排熱による気温変動は日常的に起きていて、ただその時にどのぐらい排熱が変化しているかという、東京とか大阪の都心部はせいぜい起きても100W から200W の排熱変動です。こちらで起きる排熱の変化というのは1,700W です、大変なことと思われるかもしれませんが、でも一方において東京とか大阪の都心部は広域にわたって非常に排熱が出ています。面積的に広いエリアで、確かに排熱の変動の大きさとしては小さいですけれども広域にわたって排熱が変化することによって、その0.5℃から1℃の変化が起きています。今回この日野の方は東京とか大阪の都心部に比べると、はるかに小さいスケールで局所的に大きな排熱の変化が起きますから、そうすると何が起きるかという、排熱が非常に増えたとしても、大気中で1つは風によって熱が流される現象を移流といいます。もう1つは大気中には無数の渦が出来ていて、乱流と言いますけれども、乱流で熱が広がっていく現象を拡散といいます。その移流と拡散という現象によって局所的に大きな排熱がもたらされたとしても、それは速やかに広がっていきますので、ちゃんとした定量的な推定はシミュレーションをやらないと分からないですけれども、私自身の経験から申すと、よっぽど地表付近から排熱しない限りは、例えば建物の高さが70mとかいう話でしたね、そのレベルからの排熱であるとするれば、近隣の住宅街への影響は、あっても1℃とか2℃とかそういうレベルかと思えます。風が強ければもっと小さくなりますし、排熱をどういう形で出すというのが非常に大きな問題です。熱には顕熱と潜熱という2種類の熱がありまして、顕熱というのは温度を上げ下げする熱です。潜熱というのは、例えば水を蒸発させて水蒸気にするときには、熱を与えてあげて水を蒸発させているのですけど、それが潜熱と呼ばれる熱です。こういう空調機器の排熱の方式にも顕熱方式と潜熱方式がございまして、顕熱で出すというのは皆様のご家庭にあるエアコンの室外機が正にそうです。大体50℃前後の熱風、暖かい風が出ていますけれども、あれは顕熱という形で直接排熱すると周辺の気温に影響を与えるわけです。ただ多くの業務系の建物とか大規模な建物は、基本的にはそういう顕熱を出すためタイプの排熱ではなくて、潜熱で排熱を飛ばすと

いう方法が一般的です。それには冷却塔というシステムが一般的には用いられていて、身近なところでは新宿の高層ビル街の排熱源は、都庁の近くにあるパークタワービルというところの低層棟の上に巨大な冷却塔があって、そこから新宿の高層ビル街の空調排熱が一気に放出されています、潜熱方式ですね。なので、このデータセンターについても潜熱方式の排熱のシステムが採用される場合は、今度は水蒸気がたくさん出てきます。水蒸気がたくさん出てくると、これは先ほど熱中症の話がありましたけど、我々の体感温度というのは大気中の湿度によって大きく左右されていて、水蒸気が冷却塔からバーッと出て、近隣の地域の湿度に影響を与える数字になると体感温度に影響を及ぼしてきます。そういったことは少し懸念されます。

そういったところもございまして、色々考えなければいけないなということで、いずれにしてもきちんとした見積もりは事業者にも提案されるみたいですが、シミュレーションとかちゃんとした計算をすべきだと思います。専門のコンサル業者とかもおりますので開発事業者さんの方でどういうやり方をされるか分かりませんが、技術的にはそういうシミュレーションが可能ですので、是非そういった検討をされることを期待しております。

会長)

そうでしたら、質問されたい方もいらっしゃるかもしれないですけど、これから議論する中で、ご意見を伺いながら進めていければと思います。

委員)

1点よろしいでしょうか。

会長)

全体に関するのでしょうか。

委員)

はい、全体に関することです。前回の環境審議会が12月24日に行われて、その後の26日に市長がこのデータセンターを許可したという噂を聞きました。その後、1月24日に副市長や市長とお会いすることがあったので、立ち話的な感じで聞いたのですけれど、副市長に許可されたのですかと聞いたら、「建物を許可しただけ」と言われて、「建物と言われても、72mでOK 出されたのですか」と言ったら、そうみたいな感じで、一体環境審議会で話し合われたことがどうなったのだろうかと思いました。その後で市長さんに「許可されたのですか」と言ったら、「色々な意見の方がいらっしゃるから」と言われて、今色々な意見の方がいらっしゃるけれど、許可を出した26日の前の24日に、環境審議会で皆がこうして一生懸命話し合ったことを市長さんや副市長さんが知ってらっしゃるのかなという思いがあります。市の方でそういうふうには許可を出したのなら、これからどうなるかというグラフがありますよね。そこに影響してくるのかなと思って今日見たのですが、市長さんがその建物を許可した後ということがあまり影響はないみたいな感じなのですけれども、その辺はどうなっているのかなということ。

それから、私はこの環境審議会の中でもものすごく重要なことが話し合われているなと思っていて、今の学識経験者のお話等を、是非とも市長・副市長に聞いてもらいたいと思っています。この環境審議会の中で話し合われたことが、市長・副市長に届いているのかという疑問があります。

会長)

事務局からここまでの手続きの流れ、これから等のご説明をお願いします。

事務局)

今委員がおっしゃられたことは、まず1つ目がまちづくり条例のお話の方かと思っています。スケジュールをご覧いただきたいですけど、今回その建物というのは語弊があると思っています、夏にお話をしたのが、まちづくり条例に基づく開発計画の事前協議の回答です。これは、あくまで土地造成を行う上で開発行為を行うにあたって、市としてどのような指導が出来るかという部分です。これはまちづくりに関する条例に則って、どこを指導出来るかという部分になりますので、環境基本条例

の手続きとは違います。

それから今回12月に市が出したものについてですが、私が環境共生部ですからあまり詳しくはないですけど、あくまで指導基準の適合通知というものになります。これは、先ほど申し上げたようなまちづくりに関する部分で、例えば市で定めているまちづくりの指導基準の部分、ここに対して適合しているかどうかというのを、市として通知をするという部分になりますので開発のところに關する手続きの一環だとお考えください。建物になってきますと、事業者の手続きをご覧ください。脱炭素化方針、これがなぜ春かと言うと、建築確認申請の300日前までに東京都に提出することという立て付けになっております。これは東京都の環境確保条例に位置づけられておりますが、開発とは別に建物を建てるためには、建築に関する資格を持つ部門に色々な計画書類を提出して、建物を建てていいという確認を得なければなりません。それが建築確認申請であるので、そこに関しては市が確認するのではなくて、そこに関して資格を持った部門が確認することになりますけれども、今回の開発とは全く別の手続きになっておりますので、まだ建物を建てていいとはなっていません。あくまで開発行為の部分について、市として適合を通知しましたとご理解ください。これがまちづくりの方の手続きになるので、表現に齟齬があったら申し訳ないですけども、そういった手続きの流れだと理解をしています。

それから当然今回環境審議会で話している内容を踏まえてですね、副市長それから市長の方には、市としてどのように手続きを進めていくのかというのは、我々としても報告を上げております。環境審議会の話も踏まえて、市として提案していきたいというのは市長も副市長も認識していただいていると思っております。

委員)

今の説明で教えていただきたいのですが、私もこれを見て12月26日に日野市が適合通知を出したことが抜けているなと思っていました。今のお話だと環境政策課とまちづくり部ですか。それが何か分かれている感じがすごかったです。2つ教えて欲しいことがあります。市長が適合通知を出した後にでも事業者へ私たちが話している意見が有効なのかどうかということをお教えいただきたいというのが1つ。

もう1つは私たちが今この話し合いをしているデータセンターのことは環境政策課にも関わることでもあると思うし、まちづくり部にも関わることだと思います。資料とかでお渡しはされていると思うのですが、この審議会をまちづくり部の方は傍聴されないのでしょうか。

事務局)

1つ目の伝えられるタイミングなのかどうかというところですね。開発計画のところですけども、その時にお話した本来開発行為を行って建物を建てていくにあたって、この環境部門が開発事業者と話す立て付けというのは基本的にはないです。けれど、日野市環境基本条例があって、その中で別途開発事業者と協議することが出来るというような条例があるから、事業者と協議をしていくことが出来ているというのがまず1つ。その中で、まちづくり条例の立て付けの中で、事業者と事前協議をするタイミングがあったから、そこで本来まちづくり条例と環境基本条例がリンクしていないけれど、その中で環境審議会の皆さんのお力もお借りしてそこで、まちづくり条例上の回答をそこで整理したということになります。残念ながらリンクしていないとお考えください。

一方で、環境基本条例の協議はまだ続いています。環境基本条例の手続きをご覧いただきたいのですが、今協議中です。その中で協議終了を迎えたら、事業者の方から環境に配慮した事項を記載した方策を出していただくという流れが今後予定されている中で、この市の条例の協議の中で、事業者の方に市として提案するという事は十分意味があることだと思っておりますし、そこについての立て付けは夏の環境審議会で少しご説明させていただいたと思いますが、ここで提案することに問題はないです。更に言うと脱炭素方針を出す前、詳細な計画をまだ作る前、情報が開示出来ない、計画の詳細が詰まってないというところなので、その前に少しでも提案をしていくべきことというところで、この環境審議会を開かせていただいておりますので、伝えるタイミングとしては、我々としては大丈夫と認識しています。

まちづくり部の人間の傍聴は、今のところ予定はしていませんけれども、環境審議会をやっているということは情報提供しております。

委員)

今要望していることはよく分かりますが、今回の指導基準適合というのは、まちづくり指導基準の中には、周辺住民等への配慮であるとか地区計画等の活用であるとか、その中には日野市環境基本条例等関係法令を遵守とありますよね。環境基本計画は2030年に46%削減する。その目標を達成しなければいけないはずなのに、事業者側の説明ですと2050年までに再生エネルギー100%と。そうすると、2030年にこのままだと達成出来ないわけです。まちづくり指導基準に照らしたらまちづくり条例の中にある開発事業計画修正等指導書というのを出して、それから事業者からもっと積極的な環境基本計画に適合するような計画を出させるべきではなかったのかなと思っています。ですから、完全にまちづくり指導基準というのはまちづくり部のお仕事ではなくて、先ほどご説明があったように、環境共生部の方の審議結果は十分踏まえていただきたかったです。私12月8日にこれが出されたということを知って、すぐ12月18日に情報開示請求したのですけれども、いただいたのは1月16日でした。その申請書には24日に環境審議会が開かれるから、それまでにこの情報を示してくださいというのを出したのですけれども、開示されなかったというのは、環境審議会に対して軽視というか、意図的なものを感じました。

会長)

この春に脱炭素方針が出されるので、その前に何とか今この場で事業者側に提案出来ることを、この会でまとめていけたらと思います。

早速、前回の意見と対応とそのデータセンター事業への提案について、この2つの資料を照らし合わせつつ、こちらのスライドで示されていた意見・対応の対応で、主に検討となっている事項、例えばですが、気候変動対策、電力関連が最初でありまして、これの4つ目の項目です。常時地域へ電力供給することは出来ないかということに関しては、周辺市街地の状況も踏まえて検討となっていますが、こういった主な検討事項についてここには書かれていない。こちらの提案なので、ここに書くのか、書かないのか、書かならどういうふうに変えていこうかといったことを今日この場で決めていけたらと思います。もちろんこの気候変動対策、電力関連の上の3つですね、ZEB 認証を取得する等とか、そういったことはすでに文章として気候変動対策に書かれておりますので、この文言もこの会の皆さんのご意見に基づいて、この文章が出来ているのですけれども、もっと書いた方がいいとかありましたら、そういったものを合わせて言っていたいただければと思います。まずはこの気候変動対策、電力関連の4つの項目で、主に4番目の項目についてご意見ある方いらっしゃいますか。順番に進めていこうと思います。この非常時に地域への電力供給することは出来ないかということで、今のところこの項目はこちらのデータセンター事業の提案について入っていないのですけれども。

委員)

現在日本のデータセンター事業者は地域共生ということを考える中で、災害時には、その地域への電力を供給するというようなことで、出力を他のデータセンターに使うことで、地域への電力を供給出来るような余裕を作る、そういう取り組みを始めてきております。それをワークロードシフトというふうに言われていますけれども、これは単に災害時だけではなくて、先ほどの熱中症警戒アラートが出るような、40℃を超えるような、そのような時に暑熱時にも排熱量を抑制し周辺住民の熱中症リスクを低減させることに使えるのではないかと考えています。そういう意味でこの出力を落とす、他の地域にあるデータセンターを活用することによって、周辺への影響を低減させるということは、こういう住宅に近接したところでのデータセンターも必須のことではないかと思っておりますので、その点この今の項目におきまして、非常時に地域へ電力供給すること。これは単にこの非常時というのは災害のときだけではなくて、熱中症リスクが高まって本当に死亡率が高くなるようなときに、光化学スモッグ警報が出たときと同じような対応で出力を落とす、そして地域への影響は低減させるということを入れていただきたいと思うので、この非常時という部分ですね、これは災害時だけではなくて、熱中症リスクが高まる時というようにところでご検討いただけると嬉しいです。

会長)

これが検討になっている背景としましては、電力網とかそういったところがそもそも一般家庭とは

違うように運ばれてくる中で、こういった非常時に地域へ電力供給するというのは結構ハードルの高いことかもしれないので、検討となっていると思うのですけれど。非常時というのは災害時だけじゃなくて、暑い時ということですね。

委員)

警戒アラートが発令されるような時です。

会長)

小さいワークステーションとかを動かしている実際の経験からいくと、変動させるというのはとても難しいことです。運用上どうしたらそういうことが出来るのかということの想像がつかないというところがあるのですけれども、何かこう、そういう事業者にはもしかしたらノウハウがあるかもしれませんね。

委員)

NTT ファシリティーズの説明資料には自動または手動でと書いてありますので、自動で設定することも可能だというふうに僕は理解しています。

会長)

要するに技術的には出来るかもしれない余地があるので、その部分を努力するというような項目を入れられるのではないかと理解でよろしいですか。

委員)

今の点について、非常時に地域電力供給というのが、この提案にまで入れるべきかどうかということについて、私はそこまでは過度な要求になるのではないかと思います。むしろそういったことよりは、今回はしっかりと情報開示をしていただく。そして、このデータセンターに伴う環境影響がどういふものなのかということもしっかりと出来る限り定量的に、正確に、それを自主アセスで把握していただいて、それを踏まえた環境保全措置を適切に取っていただくところをコアの部分として、市としてしっかり担保していくべきだと思うので、それ以上にいろいろくっつけようと思えばくっつけられると思います。その地域にメリットをもたらすような色々な取り組みをやってくださいと言おうと思えば色々出てくるとは思いますけど、そういったことよりは本当にもうコアなところをまずしっかりやっていただくところを今回の提案として、しっかりまとめ上げるというのが、まず手順としてはよろしいのではないかなと思います。事業者にもそういう意味では事業者の対応可能などころとして、ここはしっかり出来るでしょう、対応出来るでしょうということを示してくというのがいいのではないかなと私は考えます。

会長)

今、委員からお話があったのは基本的な環境アセスメントであっても自主アセスであっても、法令のどちらにおいても基本的に今ご説明いただいたようなことが大きな軸となって、一般的には事業開発が行われていると思いますので、それこそ私たちはこの会議が本当に皆に届いているのかというときに、情報を届けるときに、やっぱり色々言い過ぎてしまうと、意味を違ってしまふところもあるので、本当にして欲しいことをピンポイントで届けると見れば、やはり非常時に地域へ貢献するか事業者側が考えてやって欲しいこと、出来ること、向き合って欲しいことなので、これを載せることで却ってこの人たちは過剰の要求をしていると、もう何か過剰な要求の羅列だと思われるといういけないので、私たちは本来環境アセスメントとして必要なことを当たり前要求しているだけだという立場を明確に伝えるためにも、私も少し載せないほうがいいかなと思いました。

委員)

そういった観点から、この排熱のところの部分ですとか、例えば範囲、要請事項を周辺住民に対する排熱の影響低減ということなのですからけれども、この3つがですね結構ぼんやりとしていて、排熱に関する情報について、例えばどのようなモデルを使って、とか何かもうちょっと具体的なところま

で突っ込んで要望を出すことというのは可能なのでしょうか。

学識経験者)

この手の熱ではなくて、例えば大きな建物が建ってビル風が懸念されるので、風の精緻なシミュレーションをアセスのプロセスに入れると言ったときには、そういう事業者の方に対して、具体的にアセスの段階で、計画段階でどのようなモデルを使ってどのような手法で検討するかという資料が出てきて、それに対して色々意見を述べて、より適切なモデルがあるとかそういう指導をすることはございます。今回はアセスの案件ではないので、事業者がどういう受け取られ方をするのか。多分その事業者だと、自前では出来ないはずなので、そういう専門業者に投げると思うのですけれども。そういったところに対して何かアドバイスは出来なくはないと思いますけれども、使えるモデルは結構限られてきますので、そういったところでは具体的にこういうシミュレーションの条件とかをある程度提案して、検討してくださいみたいなリクエストを出すということは可能だと思います。

委員)

出来るだけ周辺への熱の配慮を、といっても多分出来るだけとすると、ぼんやりしていて何か押し込まれそうな気がすると思いました。

学識経験者)

シミュレーションだけではなくて、後からのモニタリングといったところの視点も重要かと思いき、ある程度排熱の影響はもう継続で捉えることが出来ますので、その後実際にデータセンターが建った後、運用が始まった後に、周辺でそういう観測というかモニタリングをすることによって、どの程度の排熱が発生しているかということのある程度推計出来ます。そういったことを事業者自らやってもらったりするといいと思います。

会長)

今、排熱部分の出来るだけ周囲への熱排出を抑える事業計画とすることというところに、環境アセスメントの項目とも関わりますけれども、モニタリング要請をするという部分に意見がありました。

委員)

排熱に関する影響のところが話題になったかと思うのですけれども、江東区塩浜の建設予定のデータセンターでは、事業者が排熱の予測の温度を出しています。規模が日野台よりも10分の1以下というところではありますがそれでも1℃以上の上昇と聞いていますので、是非事業者の方から他のところでは出しているところもありますので、出していただけたらと思いました。

会長)

次のページのところに話が進みつつありますけれども、排熱の上から3つ目です。稼働前後の暑さ指数の継続的測定というところが載っていますが、自主アセスしてくださいと言っていますけれども、ここに書いてある環境アセスメントと自主アセス、こちらのデータセンター事業への提案についての赤い枠で囲ったところの2番目、環境アセスメントの要請事項、自主アセスを実施し、環境影響の軽減という項目がありますが、この部分で環境の調査予測評価を行い公表することということと項目の指定がありますが、今の皆さんのお話を入れるとすると多分もう1つポツを加える必要があって、温度に関する継続的なモニタリング、それをこの環境アセスメントの要請事項として入れてはどうかというご意見があったと考えてよろしいですか。

委員)

モニタリングはアセスでしょうか。アセスというのは、その事業に伴う影響調査・予測評価して環境保全措置を検討する、その情報を示すというのがアセスの一連の手続き、本来制度化されている場合には手続きなのですけれども、それと同様のことを自主的にやってくださいという話と、その事業着手後、そのデータセンターが出来た後のモニタリングの話というのはまた別項目だと思います。アセスの一環では多分ないですね。

学識経験者)
事後アセスです。

委員)
事後調査でも継続的にずっとやっていただくということですよ。

会長)
事後調査で例えばトンネルとかを作って、滅茶苦茶に自然破壊してそこを緑化するというときに新しい緑化手法をしますとしたら、2年とか3年、事後アセスとしてモニタリングするというのがあります。なので、データセンターもそういった形で考えていました。ただ10年とかになると確かにもうアセスメントの域を超えているので、別項目としたほうが良いと考えていました。

委員)
わざわざモニタリングについてアセスの中に押し込める必要はないのかなと思いました。適宜継続的にやっていっていただいて、ある程度経年変化もちゃんと見ていっていただいた方がいけると、何かこう事後調査に位置付けてしまうと、何となく一定期間何回かやったら終わりみたいになってしまうので、アセスの枠に押し込めない方がいかなと思います。

会長)
評価して終わりになってしまうからですね。

委員)
だから排熱なら排熱のところにモニタリングを継続的にやっていただいてその結果についても公表してくださいとか、そんなふうに入れたほうがいいのかなと思います。

委員)
排熱モニタリングのところも含めてですけれども、僕は要請事項に可能な限りとか、出来るだけという表現はないほうがいかなと思います。これは法的な根拠を持たないでお願いするわけですからその中に更に出来るだけとか可能な限りとなると僕が事業者だったら、可能な限りと言われたら、不可能です。出来るだけ努力しましたが無理ですと答えてしまう。要請事項の中には出来るだけそういう言葉を入れないほうがいかなと思います。

それからあとは何とか等という表現がありますが、環境アセスメントのところになりますけれどスコoping項目の中でずらずらと言って生物多様性等を検討することというのも、これを要請するのであれば、全ての項目を書いた方がいかなと思います。これ等というのは、行政の立場からすると、何でも入れられるというのがありますが、相手に要請する際には、こういう言葉ではなくて具体的に電磁波とか低周波音とか景観とか振動とか、やっぱり住民の方が心配していることを具体的に書いて、その検討を求めた方がいかなと思います。

会長)
今2点ございました。出来るだけ、極力というのは削除したらどうかというご意見とスコoping項目についての明示、等を削除という意見。等を削除する場合は何を入れるのかと、あとスコopingというのはスコopするわけですからいっぱい書いたらスコopにならないのではないかな。

委員)
スコopingというのは、いっぱい書いた中で影響の大きいものを絞り込んでいくということだと思います。

会長)
絞り込むことをスコopingと言って、環境影響評価法の方では国の定めた環境影響評価項目がある中のどれを重点的に評価するかということを決めることをスコopingというので、全部を書

いてしまうと、スコーピングにならないところもあるので、本当に心配なこと、これだけは絶対にやることをきちんと明示するというのは、委員の言う通り大事なことだと思います。

委員)

本当に心配なことは、事業者が心配ではなく、地域の人たちが心配していることですから、地域の人たちもいろんな項目がある中でこういう項目、振動も含めて検討を求めているわけですから、それはこちら側から、求めるときに書いて良いと思います。それで、その色々な影響予測をして、その結果、より重点的に試験を検討しないといけないというプロセスに移る前がスコーピングだと僕は理解していますけど。

会長)

私の理解だと違いますけど、ここにもう少し足したほうが良いということですね。

委員)

そうです。等というのは非常に曖昧な表現なので、相手に要請する際には具体的に書かないと事業者だって判断のしようがないと思います。ですから、こちらが求めていることが何か明確に分かるということが、やっぱりこの要請においては大事なことではないかと思います。これは基本情報の開示のところも同じですけれども、等という言葉がありますよね。これも本当にこちらが求めているものをきちんと明示するべきではないかと思います。例えば燃料貯蔵量とか発電容量とかがあります。この中でも電力消費量は事業者が決まらないうと分かりませんという答えになってしまう。電力消費量というのは、建物を作るときに想定したものですから、このデータセンターの場合には発電容量というのは、これも計画的に5年かけて電線を引くわけですから、当然分かることです。でもそういう等ではなくて具体的に必要とする、要請するものを明示していただきたいという願いです。

それから先ほど排熱方法というのが、これは相手が分からないと、というお話ですけれども、実際予測する上ではこの排熱方法を冷却塔でやるのかチラーでやるのか。これは絶対必要なことです。やっぱり建物を作る側もその中にどういうものが入ってくるかということを想定して、箱を作る上ではやっぱり想定したものをきちんと出す必要があると思います。例えば飛行場のアクセスでこの航空会社に来るか分かりません、何機来るか分かりません。だから、影響評価出来ませんということはないですよ。飛行場を作る場合には、そこを利用する航空機を想定して、どういう機種が来るかということも一応想定した上で騒音の予測等をやるかと思いますので、そういう点で要請事項には出来るだけ明確化していただきたいと思います。相手に選択の余地を与えないで検討していただくということが、事業者にとってもむしろやりやすいのではないかなと思います。

会長)

この場で皆さんに検討していただくためにも具体的に、例えば要請する主な情報として CO₂、排熱排出量、電力消費量ではなくてこれは電源発電容量にするべきではないかというお話がありましたけど、具体的に言っていたいただいてもよろしいですか。

委員)

具体的に言いますと、まず発電容量、それからサーバー等の IT 負荷、燃料貯蔵量、それから非常用発電機に関する情報と書いてありますけれども非常用発電機には2つの方式があります。それによって排熱影響、大気汚染も変わってきますので非常用発電機の発電方式。それを入れていただくとありがたいと思います。先ほど申し上げた冷却塔・チラー等の大気への排熱処理方法ということで排熱方法という言葉で表したらいいのかと思います。

委員)

スコーピング項目と表現されていますけど、ここで言ったら環境影響評価項目ですよ。

会長)

今おっしゃっていただいたのは要請する情報公開項目。

委員)

情報公開項目ですか。

会長)

スコーピング項目は多分委員もおっしゃっている通り、言葉が環境影響評価項目では決まっていますね、そのことですよね。

委員)

あまりスコーピング項目という言葉は使わないと思うので、どういう環境影響があるか伝えたいということですよね。

事務局)

スコーピング項目はその手法の重要な取り組みを確定させるための手法というところだったかと思いますが、前回の環境審議会で決まった部分を引用し、そのまま入れさせていただきました。委員がおっしゃる通り、本来環境影響評価法の中で熱とか温室効果ガスとかはありますが、他はそうではないので、先ほど委員、市民の申出の中で特に排熱の割合が高い、そういったところで特に排熱については事業者の方へ熱が出るというのはもう少々懸念されている。だから、どれくらい出るかもしれない、それに対してどうちゃんと対策をとるから大丈夫というのを、いかに情報を説明してもらうかという中で、そのまま引用させていただいているところです。例えばこの大気も本当だったら大気汚染とかあるかもしれないので、その辺ももしご意見ありましたら、是非入れていただきたいなと思います。

会長)

日野市の環境基本条例が環境影響評価項目をどう定めているかというのが結構重要な問題で、国の法令だと例えば日影とかがないです。でも東京都の条例だったら日影が入ってきます。東京はとて高層ビルが多いから、そのような形で地域ごとに環境影響評価項目というのが各条例で本来は定められていますけれど、日野市は詳細に定められていないため、今回はこのように本当は大気質ですね、例えば環境影響評価項目で言えば、熱環境というのは大気質の中に含まれますので、並べて書くことは一般的には本当はないですけれども、事業者側に正確に伝えるために具体的に今書いている。委員はこの部分をもうちょっと具体的にしたらどうだろうというご提案をいただきましてその部分についてはまだお話ししていない、具体的には生物多様性等を外す、等を外すのならば、あと環境影響評価項目ではないですけれども、こういうことを入れて欲しいというのは、あったら言っていただければと思います。

委員)

先ほど申し上げたのですが、電磁波、低周波音、景観、震動、これは市民の申出の中にもあった事項だと思います。それからスコーピングというのは絞り込みのことで、アメリカのCEQのレポート等ではスコーピングというのは本当に重点を置いて検討しなければいけない項目を見つけ出す前のプロセスだと思います。そういう意味で、住民が懸念しているものはやはり基本的にこのスコーピング項目に挙げたほうが良いと思います。その検討の中で、よりこの環境影響評価、予測評価を重点的に行わないといけないものを絞り込むことが僕は大事だと思うので、このスコーピング項目として、そこで選択をする必要はないのかなと思います。実際にアセス評価でもスコーピングというのはすごく簡単に記述していますよね。スコーピングの部分というのは、そこで絞り込んだものを重点的にきちんと予測評価をするということです。そういう意味でこのスコーピングという言葉を使うのであれば、きちんと示して1度検討してくださいと示した方が良いと思います。

会長)

項目を例えば景観というのは高さに入ったりするので、その辺は整理が必要かもしれないですけれども、今言っていたようなことについては、電磁波とか低周波というのは実際に公害の1つで、今風力発電とかそういったところで問題になっていますので、項目として整理すれば入れること

が出来るかなと思いますので、等というのを外して今言っていた景観・電磁波・低周波、そういったことを追加するという事でよろしいですか。

委員)

水資源のことですけれどもいいですか。データセンターの問題が出たときに、アメリカでまず水不足になったということがテレビで報道され、今も雨が降らないということで日野市の農業に大きな影響を及ぼしているのですけども、以前歌川先生のお話を聞くときがあって、歌川先生も昭島のデータセンターに色々関わっているみたいで、その歌川先生に水が心配ですと言ったら、昭島では、水に関してはちゃんと文章にしているから日野市もそのようにするといいいですよと教えてもらったのですけども、昭島ではどういうふうにしてその水資源を括っているというか、どうしているのかというのを教えていただければと思います。

学識経験者)

昭島の方は完全に東京都の環境アセスの対象になっておりまして、逆に言うと昭島のいわゆる環境課の方とかも、そこに関してはあまりタッチしていません。私も詳細は把握しておりません。

会長)

都の条例に入ってくると都が管轄になってしまうので、こうやって市とかがそういうのに関われなくなるということです。

委員)

今でさえ、まだデータセンターが出来る前でさえ、水がなくなって農作物への影響が出来るので、日野市のデータセンターはそんなに地下水を使わないみたいな話が以前審議会の中で出たかなと思います。やっぱりその辺は今後このスコーピングしないできちりと水を守っていただきたいと思いましたので言わせてもらいました。

会長)

水資源というのは今回この項目として入れているので、そうですね。環境影響予測評価をしてもらうということで要請事項として入れるということでいいかと思います。

委員)

皆様から何か不安な声が聞こえてくると思うのですけども、我々人間というのは年齢が上がってくると思います。今後二、三十年かかったときに今の平均年齢は日本だと40歳ぐらいから多分50歳ぐらいで、そうすると色々ところで生物の多様性とか色々あると思います。我々も生きている生物でありますので、そうするとそこに適したような環境というのを考えたときに、地域住民がいると思うのですけども、それは年々変わってくると思います。その時の地域住民に対してのアンケートを定期的にとられるのかどうかを確認したいと思っています。そうでないと多分不安になってくる可能性があると思うので、世代によってはその時の状況が変わってきます。今の時代はこの時代です。ただし、10年後、20年後は大分変わりますので、その時に定期的な地域住民に対してのアンケートやそういったものをどういうふうな計画を伝えるかというのも入れてもいいのかなと思うのですが、そういったものはないのでしょうか。

事務局)

事業者がアンケートをとるということでしょうか。

委員)

基本は建てるところがそうだと思うのですけども、市としては多分公平の立場になるかもしれませんが、そういったものも要請というわけではないのですけれども、要望としても入れてもいいのかなと思います。年々違いますから住んでいる人は。そういうことも考えてもいいのかなと思います。

会長)

今は項目に入っていないと思いますが、要請事項の中で、先ほど排熱モニタリングを長期的にするという話がありましたけどそれと同じで、長期的にそこに住む人たちの意見を聞く仕組みを作ってくださいということをや請しましょうか。

委員)

その方が多分、例えば5年後経っても変わっている可能性もあるので、そうするとそこに住む人たちの環境観が違ふと思いますから、それを蓄積されて改善していくのか、それとも改善しなければいけないのか、しなくてもいいのかどうかというのは分かりませんので、例えば今ここで審議されてそれで終わりましたと言って最終的にはこうしました、出来ました。それだけでは多分難しいと思いますから、引き続きそういったものの不安を解消するような環境観を考えていった方がいいです。この年はこれぐらいのアンケートであって、地域住民から理解が得られる。5年後経ってまたやったら違ってくるということもありえますので、普通に考えたら、そういったことを要望に入れたほうがいいかなと思います。

会長)

どちらかという生活環境の中の長期的な視点ですね。この日野市にそういった事業を置く事業者として作って欲しい仕組みですかね。

委員)

そういう意味では今一番最後が公害だけになっていますけれども、公害やある意味実際に被害がそこで発生していなくても、苦情への対応の仕組みをしっかりと作っていただくということにあわせて、周辺住民の要望等をしっかりと踏まえながら、適切な対応をとるように、そういう体制を整えていただきたいとかそういったことを最後のこのポツのところにまとめて入れたらよろしいのではないのでしょうか。

会長)

公害という項目が正しいか分からないですけども、なんと言ったらいいのでしょうか。

委員)

苦情への対応という言葉はよく使われます。でも苦情だけではないですよ。

会長)

どちらかという共生のためにですね。

委員)

そうしたある意味ポジティブな意見も含めて周辺住民の意見も踏まえながら適切な対応をとるようにはしていただきたいといれたらよろしいのではないのでしょうか。

会長)

お互い憎しみ合わずにいけるようにですね。

委員)

よく企業のサイトとかについてこういったところで進んでいらっしゃるリーディングカンパニーはその人権デュー・デリジェンスの中で、地域住民からのこういった意見窓口、そういったものを設けていて、今回の話し合いの対象となる事業者も当然ホームページ上にそういったものを公開しているので、1つの窓口を設置していらっしゃるわけです。今回先生からお話いただいた内容からすると、このデータセンター専用の問い合わせ窓口といったものを設置して欲しいというような言い方が企業としてはもしかしたら分かりやすいのかなと思ったのですけれど、そういうような入れ込み方ではいかがでしょう。

委員)

多分それだと一部の方からしかこういうことが出てこないの、地域住民を全体として見たときに統計的なデータを取るほうがいいと思います。アンケートをその周辺でやって、定期的に例えば5年に1回、10年に1回とやった方が無難だと思います。そうすると取り組みをしなければいけないので、今問題になっているのは多分地域にここに住んでいる方たちが問題になる。それも心配である色々なことがあるので、そういったものを蓄積してその成果を見て次につなげるとしたほうがいいかと思います。窓口だけで対応しますというのは多分不可能に近いと思います。不特定多数の方も多分侵入する可能性もあるので、なのでしっかりとアンケート調査で地域住民に対してのエビデンスを示すということが必要だと思います。

会長)

窓口の設置というのはこの公害の1個目で書いてあるので、ここに例えば今言っていた事業者にも窓口がありますよね。それとは別に。

委員)

今お話いただいた内容だとアンケートを継続的に取るという形にするということですか。

委員)

そうです。

委員)

窓口ではなくて、継続的にそれを取っていた中での推移というか、分析を受けるようにということを実体的に入れてはどうかというご提案でしょうか。

委員)

でないと、このデザインも違うし、その考え方も違うので、全体としてこのエリアに住んでいる方たちがどう捉えるのか、一部の人間だけではそれははっきり言って分かりませんので、だから不安が解消されていけば、この取り組みは正しい、正しくないというのが分かりますので。そういったものをしっかりまとめて、もちろん不満があれば、問い合わせ先はありますからそれで対応出来ます。

会長)

例えばここに加えるとしたら、周辺住民の要望を踏まえ定期的なアンケートをして適切な対応をとってください。そういった項目を入れるということですか。

委員)

アンケートまで取りますか、それも過度かと思います。学問的な観点から言えば定期的なアンケートを取って、それを分析して、改善につなげていくということはもちろんそこまでやらないと正確な情報は把握出来ないというのはそうですけれど、事業者に求める対応として、そこまで書き込むべきなのかという私は違うと思います。何かここをフィールドとして研究者が入ってやるならいいのかもしれないけれど、先ほども申し上げたようにコアの部分をしっかり押さえてという意味からいうと、そこからはさらに踏み込んだ要求になってしまうかと思います。5年ごとにアンケートを取り取ってくださいとか、そこまで書くのは。そういう意味では周辺住民のニーズだとか状況だとかを把握出来るような体制をしっかり構築してください、とそれぐらいの表現にこの要請は留めておくべきだと思います。

会長)

そうすると今ある内容で大丈夫でしょうか。建築工事中及び建築後の運営含め公害、当該事業に関するでしょうか。問い合わせ先を設置し、真摯に対応することで大丈夫でしょうか。

委員)

前にも意見したのですが、真摯に対応することというのはどういう定義なのでしょう。これが未

だによく分かりません。

事務局)

夏頃の環境審議会の中で、以前申し上げた可能とか検討というこの言葉の表現の持つ強みというのが行政としてもその辺の表現はいろいろありますけれど、それは民間事業も同じ話の中で、よりこちら側の思いを理解してもらうためにどういう表現をするかという中で、その中の環境審議会の真摯という言葉がありますので、今回それをそのまま引用しているというところになります。委員もおっしゃるとおり、その過度な提案というのは、仮に提案であっても行政としては出来ませんので、その辺りの中で、その時は真摯という言葉に対応させていただきました。今回これが真摯という言葉がふさわしくないということであれば別の言葉にも当然置き換えることが出来ますし、あと今お伺ってその公害分野のところも多分違う感じがするので、今おまとめいただくか、もしくは今回整理する中でもし別のふさわしい言葉へ変えたいと思います。

委員)

例えば計画か何かそういうスケジュールを出してくださいとかであれば、多分問題はないかなと思います。例えばこういうふうなマニュアルを設置して何か取り組みを行う、そういう計画書みたいな物があれば多分いいのかなと思います。私たちはそういうのを知りたいということだと思っております。

会長)

窓口対応フローマップみたいなものですね。

委員)

基本的には委員がおっしゃっているように今回の提案は何をしたいというところをやっぱり明確に定義すべきなのかなと思います。皆さんがおっしゃっている電力量、排熱量、環境負荷、公害、これが果たして一体実際どうなのか、地域住民の方々にとってこれだけ大きなものが出来るという懸念、不安というのはすごくよく分かります。ただ、これが具体的に数量として示されていないから、やはり類似な色々な問題だとか、面積案分による想定だとか、実際ではないところで怖いのかなというのが今回聞いていて、分からない部分かと思っています。なので、事業者の方に関しましては、電力量、排熱量の具体的な数字を出して欲しいというのが1つ。

もう1つが極力早期にではなくて、ここはご相談ですけれど例えば今年の夏前なのか春までなのかということも KPI としてスケジュール感を教えて欲しいと。もしかしたら、我々が過度な心配しているかもしれない部分もあるし、事業者もいじめたくて新規出店しているわけではないと思いますので、そこら辺の不安をお互いコミュニケーションを通して解決出来る部分があるのかなと思います。

会長)

この今の真摯にとか、極力とかをつけている修飾語のお話もありましたが、スケジュール感というところも、今委員からご指摘あったように情報開示について、時期を明記しますか。ただ明記してもスルーされる可能性もあります。法律上決まった日程がありますので、春に脱炭素方針、来年の春には建築確認申請。これは必ず守るとするか自分たちが事業を実行するために法律上しなければいけないことなので、それはしてくると思うのですが、さらに私達の方でスケジュール感を示して要請を出すかどうか。

委員)

今のことで教えて欲しいのですけれども、来年の春に建築確認申請、今会長からお話がありましたが、この2ページ目にはデータセンターの開発概要で、工事の着手予定日というのが今年の秋となっているのですけれども、それはということなのでしょう。

事務局)

2026年10月は開発行為に係る工事になります。建物ではなくて、土地とかの工事になります。建物はまた別なので、今やっているのは解体工事です。データセンターを建てるためには土地のあり方も変えなければいけない。その工事は10月で、そのための手続きというのが1回目・2回目の会議に関する手続きです。建物はまた別です。だから、そこに付随する設備に関してはまだ詳細が決まってないというのは、建物に関する設計というのはまだ詳細は詰まってない。そもそもその申請も令和9年の春が見込まれているということになります。それぞれ別の工事と理解していただければ大丈夫だと思います。

委員)

情報開示のことですけれども、前回の審議会でも同じことを話し合ったような気がします。向こうが全然情報を出してくれないから分からない、早く情報開示して欲しいという話題が審議会の中に出たと思います。今日の次の審議会が、予定だと令和8年の春ですか。その時には絶対にデータが出て、そのデータについて話し合う。それでは遅すぎるでしょうか。来年の春に建築ということは、次の第5回の審議会でも話し合ったのでは遅すぎるのでしょうか。

会長)

情報開示を次回してもらおうということでしょうか。

委員)

情報開示が出て、それを受けてこの第5回の審議会を開いて、そのデータについて話し合って、では遅すぎるのでしょうか。来年の春、建築を進める、始めるということは。

会長)

確認ですが、この案をあちらに渡すのはいつですか。

事務局)

来年度、令和8年の春に予定されている脱炭素化方針よりも前です。

会長)

環境審議会はその方針を受けて、出来れば次回、事業者側も招聘した上で行いたい。

委員)

その時にはデータが出ているのですね。

事務局)

事業者の方をこの5回目のところの報告でいただくのか、その後の実際環境基本条例に予定されている方策のところ、この提出というのが条例上で義務なので、ここでお招きするのかというのは今後の検討事項かと思うのですが、その春に脱炭素方針が出されて、それが公表されるまでのスパンというのは全く分からなくて、その事業によってまちまちということらしいです。その公表も東京都と事業者が行うことになっているので、そこに市が関われないです。だからその極力早期に公表いただきたいというのは、都と事業者じゃなくて、市にも教えてということも含めての公表ということになってきております。そういった意味も込めて、基本的には次回の環境審議会、春になるか分からないですけれども、この方針というのが分かった上でその内容について審議会の皆様に内容見いただきたいということを今イメージしております。

会長)

つまりスケジュール感を示すのであれば情報開示について脱炭素化方針と同時に。本当はそれより前がいいですけど。

事務局)

そこで先ほどのスコーピング項目もそうですけれどもすべての情報が当然出ているわけではないと思います。出ている部分だけでも構わないから、事業者からなのか、はたまたその情報を踏まえて市からかは分からないですけど、持っている情報は伝えたいと思っております。

会長)

そうしますと、このスケジュールを極力早期にではなくて、具体的に書くとしたら脱炭素化方針は東京都にしか事業者が言う必要はないわけです。なので、日野市の方にも公開することと、脱炭素化方針を示すと同時に、市側にも同じ内容を提供することと書くってというのはいかがでしょうか。

委員)

確認なのですが、今の脱炭素化方針っていうのは、建築確認の300日前に、東京都の環境確保条例で提出を義務づけられている届出のことでしょうか。

事務局)

はい、そのことです。ただそこに載っているのが熱需要量とかで電気需要量しかないです。なので、そこも当然教えて欲しいし、それ以外の部分についても教えて欲しいというのが今回情報開示のところになっています。ただその脱炭素化方針も東京都と協議、やりとりが提出した後もあると思うので、事業者さんもそのどのタイミングのものを出せるかというのはいろいろ考えているところもあると思うので、出せる状況になったらすぐに東京都と事業者の方で公表の手続きに入るといいますけれども、その前に出来れば欲しいということで、今盛り込んでいるというのがこの流れの趣旨になります。

会長)

そうしましたら、要請事項の基本情報の開示というところに例えば開示時期という項目を作って、脱炭素方針と同じような時期というような書き方とするのはいかがでしょうか。それより前というのは多分難しいと思うので。

そうしましたら時間も押し迫ってきましたので今日皆さんと相談したいことが最後でございます。このスライドの資料の9ページ目にあります。前回委員から協定という形で合意内容を結ぶことは出来ないかということ、そして事業者を委員会に招聘して、直接意見を求める。この2点について今日ご相談したい、皆さんで検討していただけたらと思っておりました。

まず協定という形について、これをなぜこの提案に書いていないか。まずその協定と書くことで、逆にそれこそ私たちが要請したいことというのが、協定を結ばなければいけないならもう何も知らない、そんなことはないと思うのですが、うまく逆に伝わらない可能性があるのではないかなという懸念もございまして、協定というのは一番いい方法ではある、合意形成を図るために非常に重要なことではあると思うのですが、この協定を結ぶということに関して、事務局から何か説明ありますか。

事務局)

今会長がおっしゃったように、我々としても合意形成を図ってきちんと合意した部分については、事業者様の方にもやっていただきたい。そこをきちんと担保したいという思いはあります。ただ、やはり事業者様もビジネスの中でお金のところもありながら地域の共生も図りながらきちんと考えていくもので、取捨選択をしながら適切な計画を考えているというふうにも承知しておりますので、そこについて、特に脱炭素方針の春までという期限を設けるならば、そこまで合意内容を結ぶというのは、必ずしもいけるかというとなかなか分からないというふうに思っております。まず一番大事なのは、今この審議会の皆様に話しあっていただく内容も踏まえて、市として、この懸念事項があって、こういうふうな解決方法あるのではないかとこのところを提案していくことがまず大事だと思っています。その上で、協定というところの中で合意形成も図りたいとも思っています。そのあたりの進め方というところについては、出来るだけ今日皆様のご意見も踏まえながら、考えたいと思っております。

委員)

今の協定の件ですけれども、昨年12月26日に日野市と事業者が協定書を結びましたね。私は情報公開、ずっと前からやっているのですけれどもまだ開示いただかないのですけれども、それはまちづくり条例に基づく協定書ではないかと思うのですけれども、この環境面での協定書の性格というのか、日野市と事業者とか、実際にクラウドで入ってくるデータセンター事業者との協定はすごく大事だと思うのですけれども、その辺の位置付けを教えていただけると嬉しいです。私はもう本当にきちんとした協定を結ぶ必要があると思うのですけれども、僕自身もまだその結んだ協定書を見られていないです。もう1ヶ月以上申請して経っているのです。

事務局)

その情報公開請求はその担当課の方で情報公開請求の手続きの中で、多分やり取りをしていると思うので、そこは私の方でも分かりません。今回のその環境側の協定というのは、裏付けとなる法規制や条例がないです。環境基本条例の手続きの中で今協議をしています。その次はもう方策になってしまいます。その中でこの協議を丁寧に進めていくためのイメージ図として示したのがこちらの図になる中で、この今回協定というのは、条例に基づいた協定とは残念ながらならないというところがございます。なので、あくまで事業者様にとってもお互いの協働の中で、ここについては是非やっていただきたいという市からの提案に基づいて、ここはやりましょうというところについて合意形成を図ってもらえませんかというような話の持っていく方になるのではないかと考えています。

委員)

本来であれば、まちづくり条例に基づく開発事業に関する協定ですか。そちらの方にこの環境配慮の内容も一緒に盛り込めればそれに越したことはなかったのですけれども、別の条例に基づいて2つの手続きが走っていて、それが融合することなく走ってしまっていること自体が多分そもそもの問題としてあるのだらうと思います。委員が最初におっしゃったように、まちづくり条例の指導基準7条に周辺関係、周辺住民の配慮関係の配慮というのがあるわけで、ですからその中ですべてここで審議していることも今議論していただいていることも全部取り込んで、まちづくり条例の方の条例上根拠のある協定の中にある程度しっかり落とし込められればそれが一番よかったのかなと思いますが、もうそれは既にどうしようもないので、今後どうしていくかということを考えるときに、協定というのはあくまでも相手方が合意してくれて初めて成立するものなので、ここで幾らその協定を締結すべきだといったところで、締結出来ればそれに越したことはありませんけど、相手方にそれが拒否されればもうそれまでの話ですから、なのでそういう意味でもやはりそのあまり過度なことはここでは要求はしない。最低限、やはりその周辺住民の懸念だとか生活環境への影響というところをやっぱりしっかりとそこに対応していただく、そういう必要が事業者にとっても対応していただく、そういう姿勢を明確に示すという意味でも協定というのはそういう意味ではいい手法です。なので、公害防止協定に始まり、最近は環境保全協定という名称が増えてきていますが、いずれにしてもその協定手法は事業者の方にとってもとてもメリットがあるものです。その地域に受け入れられて、継続的にそこで事業展開していく、しっかりと対応していきますというスタンスを明確に示して、それにコミットしていますということを示す手法なので、ですから、是非それを締結し、一緒にこの内容についてこうして締結していただけるように、そうしていただくと、事業者としてメリットありますよというふうに説得をしていただいて、その気になっていただけるような方向に持っていくというのがやっぱり一番望ましいかなと思います。いずれにしても拒否されたらそれまでなので、あまり協定ありきでは議論は進められませんけれども、協定のメリットというところをしっかりと市の方からも相手方に伝えていただいて、内容もその過度なものではなくて、やはりこういうことを取り込んでいただくということがやはり前向きで、いい方向に全体として進むということになるということをやっぱりとご説明いただいて、出来るだけ協定締結に持っていくようなそういう努力はすべきだと思います。

会長)

幾つか整理したいのですけれども、まずまちづくり条例の方ですけれども、これまで環境審議会でも高さのことが出てまちづくり条例の方では高さのことを指摘している。この間は地下化のお話が

出たので、この地下化というのを追加しました。なので、事前にすり合わせはしましたよね。

事務局)

まずこの夏にやった環境審議会の中身がまさにそのまちづくり条例とかで、先ほどおっしゃったように本当はリンクしないですけれども、まちづくり条例の開発事前協議の回答でどのような指導をすべきかというところを1度させていただいています。その中で、我々の方で指導した環境に影響を及ぼす恐れのあるような情報は極力早期に開示していただきたいですとか、そういったところはきちんと事業者の方にお渡しさせていただいて、それを飲んだからこそそのまちづくりの手続きが進んでいると認識しておりますので、事業者の方も分かり次第、速やかに開示なり説明をしていただくものと我々としては期待をしているところでございます。ただ一方でその出ずにあたって、開発に関して適合通知を出すというところで、背景となる裏付けのほうがないとなかなか踏み込んだことを言えないというのは夏の懸念点だったかと思えますので、今回はそこは関係のない環境の中の話というところでは、そういった縛りはない。ただ、協定が結べるかどうかということに関しては、事業者のきちんとしたスタンスもあるし、先ほど委員がおっしゃったように実際建ったらいい建物かもしれないし、悪い建物かもしれない。そういったところで進めていきたいというふうに思っております。

会長)

そうでしたら、やはり協定は素晴らしいもので結ぶとお互いメリットあるというのは、例えばですけれども、次回以降の環境審議会です事業者の方に来ていただいて、その時に私たちが直接お伝えする。そういう協定結ぶということをご検討いただけないか、その協定内容については、協定結ぶにあたっては、もちろんお互い詰めていく必要があるのですが、時間がかかることになるかもしれないですけど、お伝えしたいことはここに書くというのはいまよく伝わらない気がするなと思いました。ここに書いてしまうと協定は無理ですみたいになってしまいそうな気がいたしますので、例えばですけれど次回来ていただいたところで協定を結ぶ可能性について、少し議論する時間を持つというのはいかがでしょうか。

委員)

協定の締結、非常に大事ですけれども、実は箱を作る事業者、開発事業者と実際に中に入るクラウド事業者、この両者とやはりきちんとした協定を結ぶ必要があると思うのですが、今の流れでいきますと、おそらく事業者は、データセンターの中に入るクラウド事業者の名前も、これは秘匿性の高い情報だから出しませんという主張をされるのではないかとこのように思います。唐木田のデータセンターも同じように未だもって自らは中に入るクラウド事業者の名前は公表しないです。よそから伝わってくるのでそう言っているのですが、でも秘匿性というのはそのクラウド事業者とそのデータセンターを使うお客さんの間の秘匿、これはもう絶対漏らしてはいけないことだと思います。例えば日野市がどこのクラウドを使っているかというのは、これはやはりセキュリティの問題でそれを公表してはならないけれども、どこのクラウド事業所が入って、どこが責任を持って環境配慮するかということで非常に大事なので、テナントの事業者も出来れば関係者として呼んでいただきたいというのが、要望です。それでない、細かいことは多分これは秘匿性の高い情報だから示せないということになって、その協定書も抽象的なものになってしまうのではないかと懸念します。

会長)

それでは時間になりましたので。

(発言を求める挙手あり)

会長)

コンパクトをお願いします。

委員)

事務局の方にお伺いしたいことが何点あります。1点目が市民の申出について私たち環境審議委員の方はデータをいただいていると思うのですがそれが40件と聞いていますが、それが全部なのかそれは日野台のデータセンターに関わるものだけなのかどうかということをまず1点目、教えてくださいたいです。

続けて言うていいですか。2点目が市民の申出の中にこの間送っていただいた40件目のものや、それ以前12月のときに送っていただいたものの中に、別のデータセンターについての申出も書かれていたと思います。両方に関わるものが書かれていたと思いますが、今回の審議としては日野台のデータセンター開発事業者への提案ということで今回は日野台の審議だと思うのですが、別の方についても市民の申出が上がっているということはやっぱり環境審議会を開催したほうがいいのではないかと、していただきたいということが2点目です。

3点目ですけれども、市民の申出のフォーマットが日野市のホームページに載っていないと探すがすごく大変だったという話を聞いたのですが、その点がどうなっているのか。もし載っていないのであれば、是非掲載していただきたいです。

会長)

事務局にお答えいただくべきかもしれませんが、すぐ答えられるなら、どうでしょうか。

事務局)

先ほど会長の質問に答えていなかったもので、ここで。高さはまちづくり条例の方で指導しています。

今の答えですが、市民の申出についてデータセンター以外もあります。環境審議会について、別のデータセンターの方についてもご意見として承知しました。フォーマットの方についてはホームページに掲載するように準備いたします。

会長)

これまでの意見を事務局に整理していただいて、期日を切って改めて確認をしていただきたいと思います。これで審議事項「日野台データセンター開発事業者への提案」について、終わります。

4.事務局より連絡

5.閉会